

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 京都育成の会

京都市よしだ学園

1. 基本理念・方針

「私たちは、利用者と職員が喜び合って一緒に成長する支援を目指します。」

「私たちは、利用者が充実感をもって活動できる支援を目指します。」

「私たちは、利用者が社会とともにある（社会の中で共に生きる）ことを実感できる支援を目指します。」

(1) 個人の尊厳

知的障害のある人たちの、一人の人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

(2) 人権の擁護

知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

(3) 社会への参加

知的障害のある人たちが、年齢、障害の状態等に関わりなく、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

(4) 地域との連携

知的障害のある人たちへの支援と連携して、施設運営に当たっては地域社会との結びつきを大切にし、地域に開かれた施設となるよう運営します。

(5) 利用者個人を尊重した支援

知的障害のある人たちが、一人ひとりの豊かで充実した生活を実感できるよう、職員は自らの役割と使命を自覚し、研鑽を重ねて支援を行います。

2. 中期目標（令和3年度～5年度）

(1) サービスの質の向上

研修計画に基づく職員研修の実施

利用者支援の標準化（支援マニュアルの随時更新・周知）

(2) 地域の福祉ニーズの把握と学園が有する機能の還元

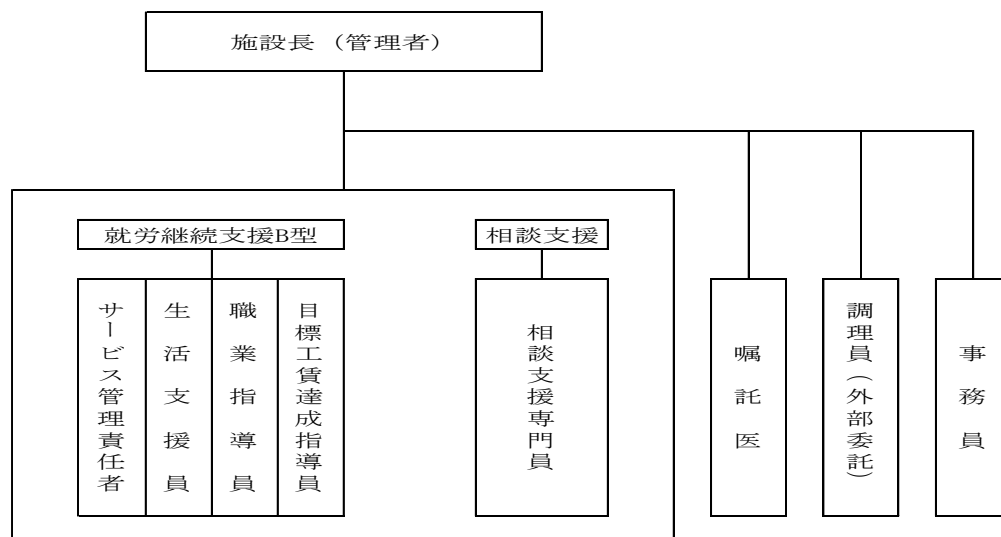
地域行事への参加

事業所建物の活用

(3) 収支の改善

目標利用率 90%

3. 組織



4. 施設運営

(1) 就労継続支援 B 型事業 (定員 35 名)

1) 目 標

- ・自主的・基本的な生活習慣の習得をめざす。
- ・互いに助け合い、思いやりのある人間性を養う。
- ・地域との交流を通し社会への参加意識・意欲を育てる。
- ・学園での生活・作業を通して、働くことの喜びを知る。
- ・利用者自らが主体的・積極的に参加できる環境をつくる。

2) 生産活動

- ・一人ひとりの能力に合わせた作業支援を行う。
- ・就労に向け、体験実習や面接・企業実習の取り組みを積極的に行う。
- ・「目標工賃達成指導員」を配置し、作業効率の向上や自主製品の開発・品質向上・販路確保により工賃水準の引き上げを図る。
- ・作業種目として菓子箱折り・菓子計量・菓子袋詰め・紙工・ダレ外メール封入
九条ネギの加工等の企業の下請け作業と、手芸・木工製品・アートグッズ等の自主製品の製作・出店販売等を行う。

3) 個別支援計画

相談支援事業所で作成された「サービス等利用計画」における総合的な援助方針等をふまえ、サービス管理責任者が利用者・家族の希望する日常生活や課題等を把握し、「個別支援計画」を作成する。また半年ごとに計画の実施状況等（モニタリング）により、見直しが必要な時は計画変更を行う。計画作成・モニタリング時には必ず本人・家族に内容の説明を行い書面にて同意を得る。

4) 日 課

時 刻	内 容 (月～金)
9 : 00～ 9 : 15	朝礼 ラジオ体操
9 : 15～12 : 00	作業
12 : 00～13 : 00	昼食 休憩
13 : 00～14 : 30	作業
14 : 30～14 : 40	お茶休憩
14 : 40～15 : 30	作業
15 : 30～16 : 00	掃除 終礼

5) 給 食

- ・栄養士による献立に従い、安心できる食材を使用し、施設内で調理した適温に配慮した昼食を提供する。
- ・嗜好調査を実施し、現状を把握し給食業者との連携により、満足度の高いサービスを提供する。
- ・食物アレルギーについては個別対応をする。
- ・毎月給食会議を実施し、給食委託業者との意見交換をする。
- ・感染症対策として、食堂の交代制、テーブルへのアクリル板の設置、対面での食事を避けるなど工夫して提供する。

6) 健 康

- ・年2回の健康診断（内科健診・定期健康診断）・歯科検診（歯科衛生士による歯磨き指導含む）毎月の体重測定を実施し、家族や関係医療機関と連携をとり、疾病の早期発見や身体状況の把握に努める。
- ・職員の健康管理は生活習慣病健診や一般健診を年1回実施、インフルエンザ予防接種を年1回実施する。又、ストレスチェックを年2回実施し、疲労蓄積度診断や調査票の結果を虐待防止委員会で分析し、虐待防止対策に繋げるとともに職場環境の整備改善対策にも反映する。
- ・感染症対策として毎朝の検温と手洗いうがい消毒を励行する。また、館内清掃にも努める。

7) 防 災

- ・「防火管理規程」「防災マニュアル」に従い、災害から利用者を守る為、火災・地震・水害を想定した避難訓練や、職員の消火訓練・通報訓練・誘導訓練を、毎月利用者と共に実施する。
- ・災害用備蓄品や設備の充実をはかる。
- ・業務継続計画（BCP）作成に向けた取り組みを行う。

8) 防 犯

「防犯マニュアル」に従い、職員の共通理解のもと防犯設備の活用、訓練等を計画的に実施する。

9) 研 修

「職員研修計画」に基づき、内外の研修に参加し自己研鑽に努める。
利用者向けの研修を紹介し、参加しやすいように支援する。

(2) 特定相談支援事業 <特定相談支援事業所よしだ>

1) 目 標

- ・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一人ひとりの心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

- ・関係機関との連携を図り、利用者の意向・適性・障害の特性等に応じ、計画相談支援を実施する。
- ・資格を持った相談支援専門員を配置し、さらなる知識・能力の向上の為に計画的に研修等に参加する。

2) 内 容

市町村が支給決定を行う際に、相談支援専門員が家庭を訪問し、ご本人・ご家族に面談して、総合的な援助方針や解決すべき課題をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し「サービス等利用計画案」を作成する。また、定期的にモニタリングを行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更や、各種関係機関と連絡調整を行う。

5.地域との交流

- ・地域の方の会合等に係る会場の提供
- ・五山の送り火当日夜間の屋上開放
- ・吉田山清掃への参加
- ・オータムフェスタの実施（未定）

6. 行事等の年間計画

月	行 事	健 康 管 理
4	園外活動	
5		
6		内科健診（嘱託医が施設内にて）
7		
8		
9	園外活動（家族の会と合同）	歯科検診と歯磨指導(施設内)
10	オータムフェスタ（学園まつり）（未定）	
11		
12		
1	初詣 新年会	健康診断（民医連あすかい病院にて）
2	調理実習	
3		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都とっておきの芸術祭」への作品出展と鑑賞 ・避難訓練を月1回実施（3月は消防署と合同訓練） ・家族の会を年7回実施（4,5,7,9,10,11,3月） ・学園だよりを毎月発行 ・小中学校、総合支援学校、その他からの見学・実習の随時受入れ ・大学生の介護等体験実習・保育実習・社会福祉士実習の受入れ ・月1回の体重測定 ・月1回のヨーガ教室（外部インストラクター） 	